

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大垣市	安井地区 （禾森、新田町、築捨町、大井、 東前、犬ヶ渚町、長沢町、江高）	平成31年3月28日	令和3年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	64.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	49.5 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	39.2 ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	7.2 ha
ii うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.0 ha
（備考） 生産調整の対象水田を基にアンケート調査を実施した。	

2 対象地区の課題

安井地域の農業は水稻等の土地利用型農業の経営体が中心となっている。 農業の現状としては、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加などを主な問題として抱えている。また、ほとんどが市街化区域で、まとまった農地が存在しているのは一部であるため、耕作等が難しい状況である。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安井地域のほとんどが市街化区域であり、十分な担い手もないことから、周辺の環境に影響を及ぼさないように各農家が中心となり適正管理に努めるとともに、新たな活用方法を検討していく。また、一部の調整区域においては、中心経営体に農地の集積・集約化を進める。
--

中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻	2.4 ha	水稻	3.4 ha	新田町、東前 長沢町
認農法	B	水稻	2.5 ha	水稻	7.5 ha	犬ヶ渚町 長沢町
認農法	C	水稻	2.1 ha	水稻	5.1 ha	東前町、犬ヶ渚町 長沢町
計	3人		7.0 ha		16.0 ha	

「属性」の表記：「認農法」は法人の認定農業者

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付け等の意向

貸付けの意向が確認された農地は、37筆、30,826㎡となっている。
売却予定の意向が確認された農地は、63筆、40,914㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き中心経営体に農地集積を進めるとともに、効率的な作業を行い、経営の安定を図るため、農地の集約化を促進する。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地所有者の同意を得た上で畦畔の撤去等を行い、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。

○市街化区域内の農地の活用方針

周辺的环境に影響を及ぼさないように適正管理に努めるとともに、新たな活用方法を検討していく。

○災害対策への取組方針

風水害、異常気象等の被害対策として、収入保険への加入を勧める。

○水や畦畔の草の管理方針

水や畦畔の草の管理については、耕作者及び農地所有者が中心となり、適正管理に努めていく。農業用水路が、生活排水路を兼ねている場合などは、非耕作者及び非農地所有者の協力も促していく。